

景觀重要公共施設

景観重要公共施設

1 景観法としての位置づけ

景観重要公共施設（景観法第8条第2項第4号 ロ及びハ）

2 指定の考え方

良好な景観形成を重点的に進める区域を「景観重点区域」に指定しています。当該区域内で本市の景観を特徴づける公共施設を対象に整備水準の維持と、占用物件も含めた景観コントロールを図るため、この制度の活用を進めていきます。

3 整備に関する事項について

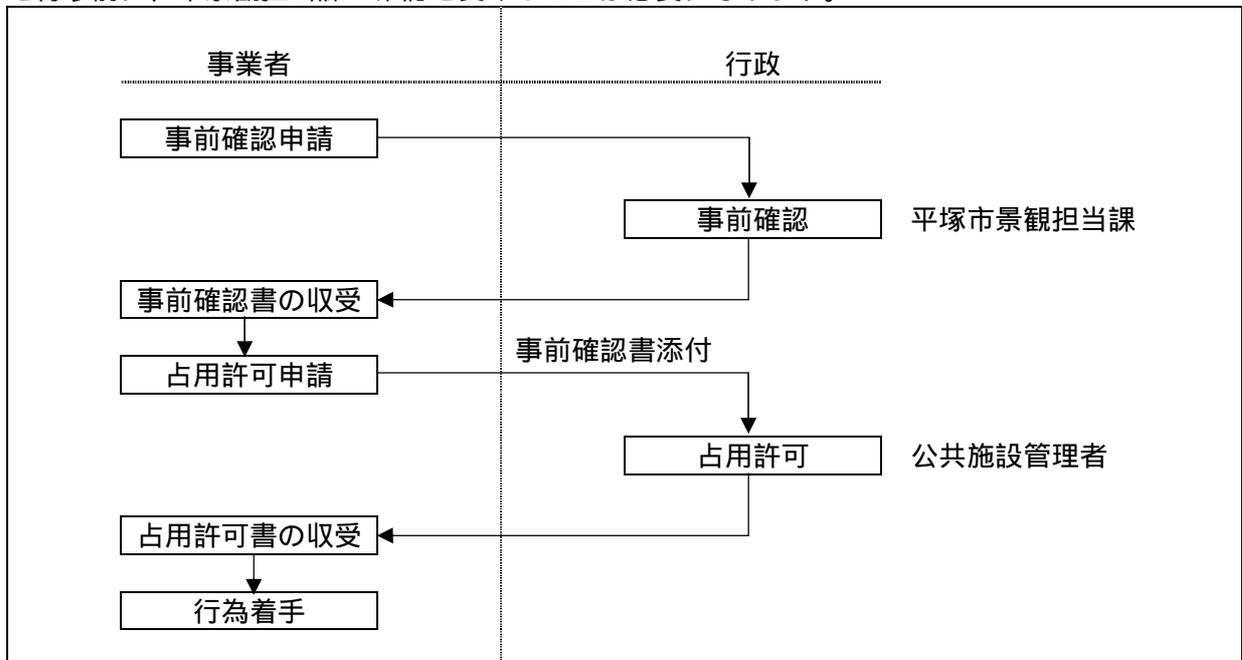
景観重要公共施設の整備にあたって、景観上配慮すべき事項は、各景観重要公共施設に記載している「整備に関する事項」のとおりとします。

4 占用等の許可の基準について

景観重要公共施設における占用等の許可を受けるにあたって、景観上適合すべき基準は、各景観重要公共施設に記載している「占用許可基準」のとおりとします。

5 占用許可等の事前確認について

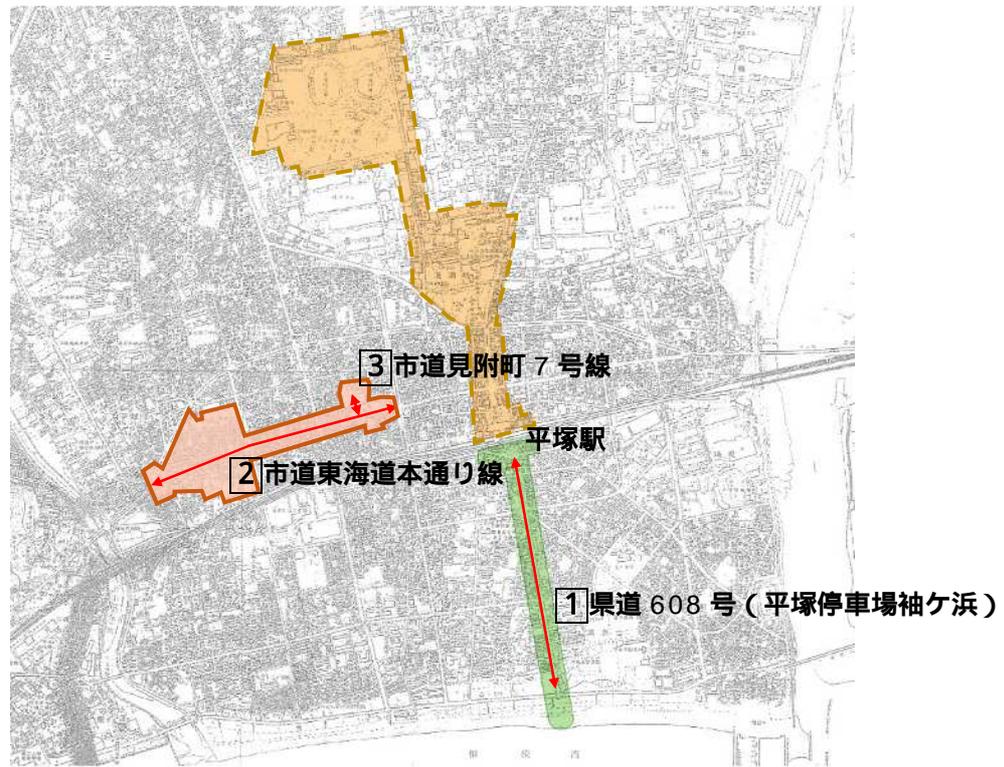
景観重要公共施設において、占用等を行う際は、各景観重要公共施設管理者に占用等の許可申請を行う前に、市景観担当課の確認を受けることが必要になります。



6 適用の除外について

景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用許可基準に関して、各景観重要公共施設に記載している「適用の除外及び別途協議するもの」のとおりとします。

景観重要公共施設位置図



- 凡例（景観重点区域）
- ：都市のシンボル軸
 - ：歴史軸
 - ：海へのシンボル軸

景観重要公共施設一覧

公共施設の区分	名称	指定日
道路法による道路	1 県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）	令和 7 年 4 月 1 日
道路法による道路	2 市道東海道本通り線	令和 7 年 4 月 1 日
道路法による道路	3 市道見附町 7 号線	令和 7 年 4 月 1 日

県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）

景観重要公共施設の指定理由

景観づくりを重点的に進める区域である景観重点区域の海へのシンボル軸に位置している県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）は、松の緑豊かな、湘南の趣を感じる、平塚駅南口から海岸に至る道路です。神奈川県により無電柱化や歩道の美装化等の景観整備が行われており、景観整備後約 30 年が経過し、今後、照明や舗装等の更新が行われていく可能性が高いことから、良好な景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。



県道 608 号（平塚停車場袖ヶ浜）



施設管理者

神奈川県平塚土木事務所

対象区間

平塚駅南口前～国道 134 号 約 1.2 km

基本方針

次の景観整備当初のデザイン方針（昭和 63 年 3 月）を維持することを基本とする。

- 1 「なぎさ」の感じられる通り
湘南のまち、平塚らしさや、海・なぎさ・大空を感じられる明るい通りをつくり出す。
- 2 緑の大通り
駅前広場から海岸まで一直線にビスタの通る道路であり、駅前広場と海岸を結ぶ緑の軸を強調した地区のシンボルとする。
なぎさにふさわしい樹種として、植栽は黒松を主体とする。
- 3 場所ごとに個性を持つ遊歩道
4 つの交差点それぞれの個性を高め、3 つに分節された区間ごとに個性を持つ通りをつくり出す。緑・ストリートファニチャー・水等により特色づける。
- 4 洗練された街なみの形成をはかる
沿道に立地が予想されるレクリエーション・商業施設や公共公益文化施設等に対応させ、沿道の建築物と道路が一体となった道路空間の形成をはかる。

整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
・道路附属物等の補修、改修や通常の管理（色の塗り替え等）については、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

2 舗装

- ・「なぎさ・砂浜」を感じられる舗装とする。
- ・車道の舗装は、明色舗装とする。
- ・歩道の舗装は、区間ごとの個性に応じた色彩やデザインとする。

3 照明

- ・照明柱は、今後の更新時には色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2程度）に変更する。
- ・照明柱及び灯具は、相互のバランスがとれた、シンプルなデザインを基本とする。
- ・照明柱への信号機及び標識類等の共架に努める。

4 ストリートファニチャー

- ・ベンチは、通りの特性に配慮したデザインに努める。
- ・車止めは、通りの特性に配慮したデザイン及び仕様の統一に努める。

5 植栽

- ・なぎさにふさわしい樹種として通り全体にわたり黒松を主体として配置する。
- ・歩車道境界部には植栽帯を設け、黒松の他、潮風や臨海気象に適した低木類を配置する。
- ・中央分離帯や交差点部には通りに潤いをもたらすよう植栽を配置する。

6 その他

- ・電線類は地中化に努める。
- ・照明柱以外の柱類の色彩も、ダークグレー（10YR3.0/0.2程度）を原則とする。

占用許可基準

- ・海への見通しを極力妨げない配置、高さとする。
- ・道路デザインや周辺の街なみとの調和に配慮した形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・彩度2を超える色彩は原則として使用しない（公共サイン（「平塚市公共施設景観ガイドライン（歩行者系公共サイン）」に則して整備するものに限る）及び屋外広告物には適用しない）。

適用の除外及び別途協議するもの

1 適用除外事項

- 「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。
- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
 - ・緊急上やむを得ないもの。
 - ・景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
 - ・地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの。
 - ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。

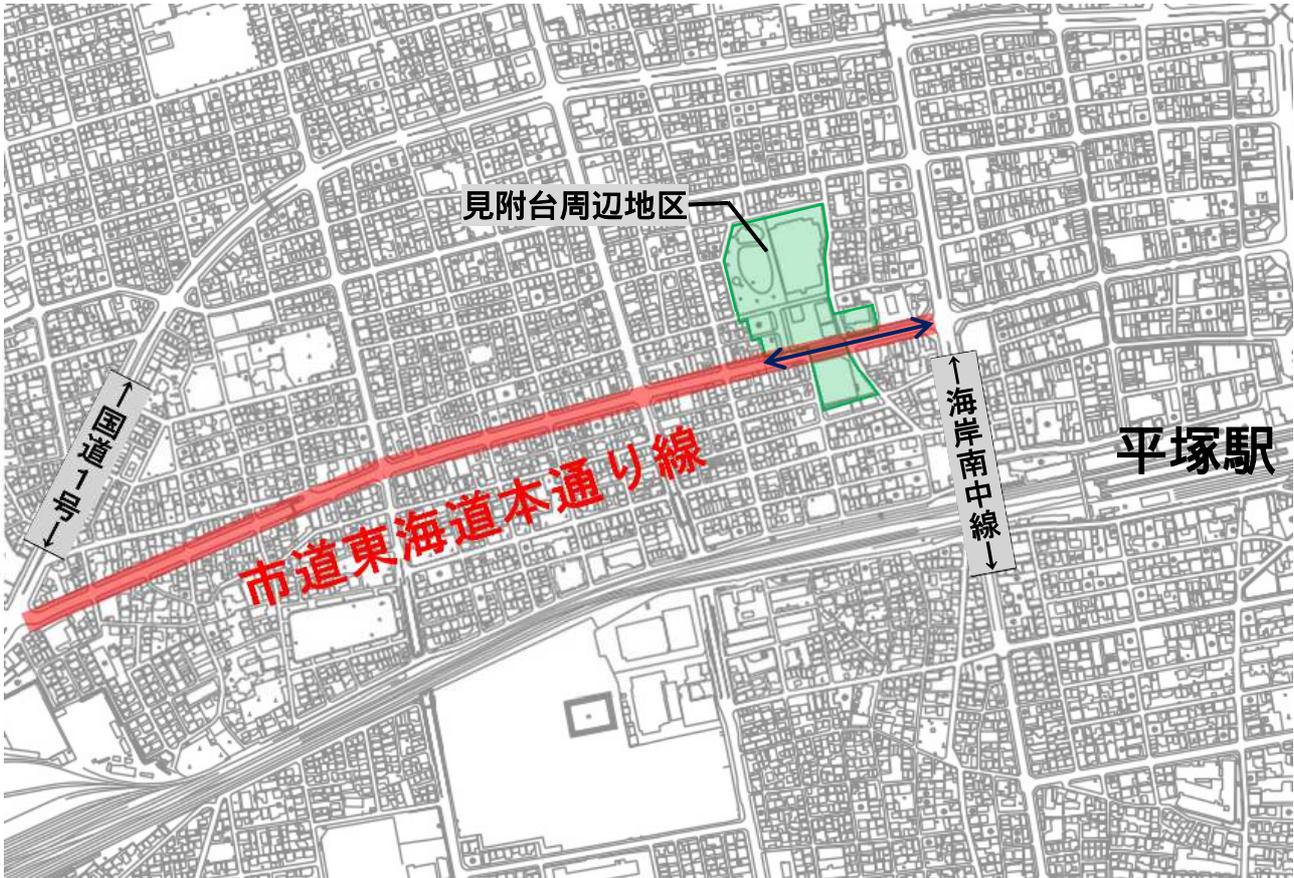
2 別途協議事項

- 「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。
- ・素材を着色しないで使用するもの。（自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等）
 - ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。
 - ・景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等。
 - ・周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの。

市道東海道本通り線

景観重要公共施設の指定理由

景観づくりを重点的に進める区域である景観重点区域の歴史軸に位置している市道東海道本通り線は、江戸時代には東海道として多くの人に利用され、高麗山への眺めが特徴的で周辺には多くの社寺や史跡も点在するかつての宿場町であった道路です。この高麗山への眺望に対する配慮など景観形成にかかる基本的な考え方等を市民、事業者、行政が共有するとともに、良好な景観形成がなされている区間における景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。



市道東海道本通り線



施設管理者

平塚市

対象区間

海岸南中線～国道1号 約1.23km

- ・「基本方針」及び「整備に関する事項」の「1 基本的な考え方」は全区間適用。
- ・ 海岸南中線～見附台周辺地区の区間については、上記に加え「整備に関する事項」の「2 舗装」から「6 その他」、「占用許可基準」及び「適用の除外及び別途協議するもの」が適用。

基本方針

次の東海道本通り線等景観整備の道路デザインの方針（令和3年3月）を基本とする。

- 1 平塚宿の歴史を品よく感じる景観をつくります
歴史的な景観を演出しつつも、周辺景観とも調和する歴史性を主張し過ぎないシンプルなデザインとする。
- 2 高麗山への眺望を印象的に演出します
高麗山の眺望の妨げとなる物件を極力設置しないようにするとともに、眺望を楽しめる空間を確保する。
- 3 安全・快適に移動や休憩ができる心地よい歩行者空間をつくります
安全性やバリアフリーに対応するとともに、ベンチ等を要所に配置する。

整備に関する事項

- 1 基本的な考え方
 - ・「基本方針」を踏まえ適切な維持管理等に努める。
 - ・ 海岸南中線から見附台周辺地区の区間について、道路附属物等の補修、改修や通常の管理（色の塗り替え等）は、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

2 舗装

- ・江戸見附前に位置する交差点部の車道の舗装は、訪れる人に平塚宿の始まりを印象づけるデザインの景観舗装とする。
- ・歩道の舗装は、平塚宿往時の道の風情を感じさせる色彩やデザインとする。

3 照明

- ・車道照明柱は、直線ポール等シンプルな形状とし、柱の色彩をダークグレー(10YR3.0/0.2程度)とする。
- ・車道照明柱への信号機及び標識類等の共架に努める。
- ・歩道照明は、足元灯とし、柱の色彩をダークグレー(10YR3.0/0.2程度)、照明色を電球色とする。

4 ストリートファニチャー

- ・横断防止柵等は、シンプルな形状とし、色彩をダークグレー(10YR3.0/0.2程度)とする。

5 植栽

- ・地被植物や低木等通りの特性に配慮した植栽を配置する。

6 その他

- ・電線類は地中化に努める。
- ・他の道路附属物もダークグレー(10YR3.0/0.2程度)を原則とする。

占用許可基準

- ・高麗山への眺望を極力妨げない配置、高さとする。
- ・平塚宿の歴史を品よく感じることができる形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・色彩はダークグレー(10YR3.0/0.2程度)を原則とする(屋外広告物には適用しない)。

適用の除外及び別途協議するもの

1 適用除外事項

- 「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。
- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
 - ・緊急上やむを得ないもの。
 - ・景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
 - ・地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの。
 - ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。

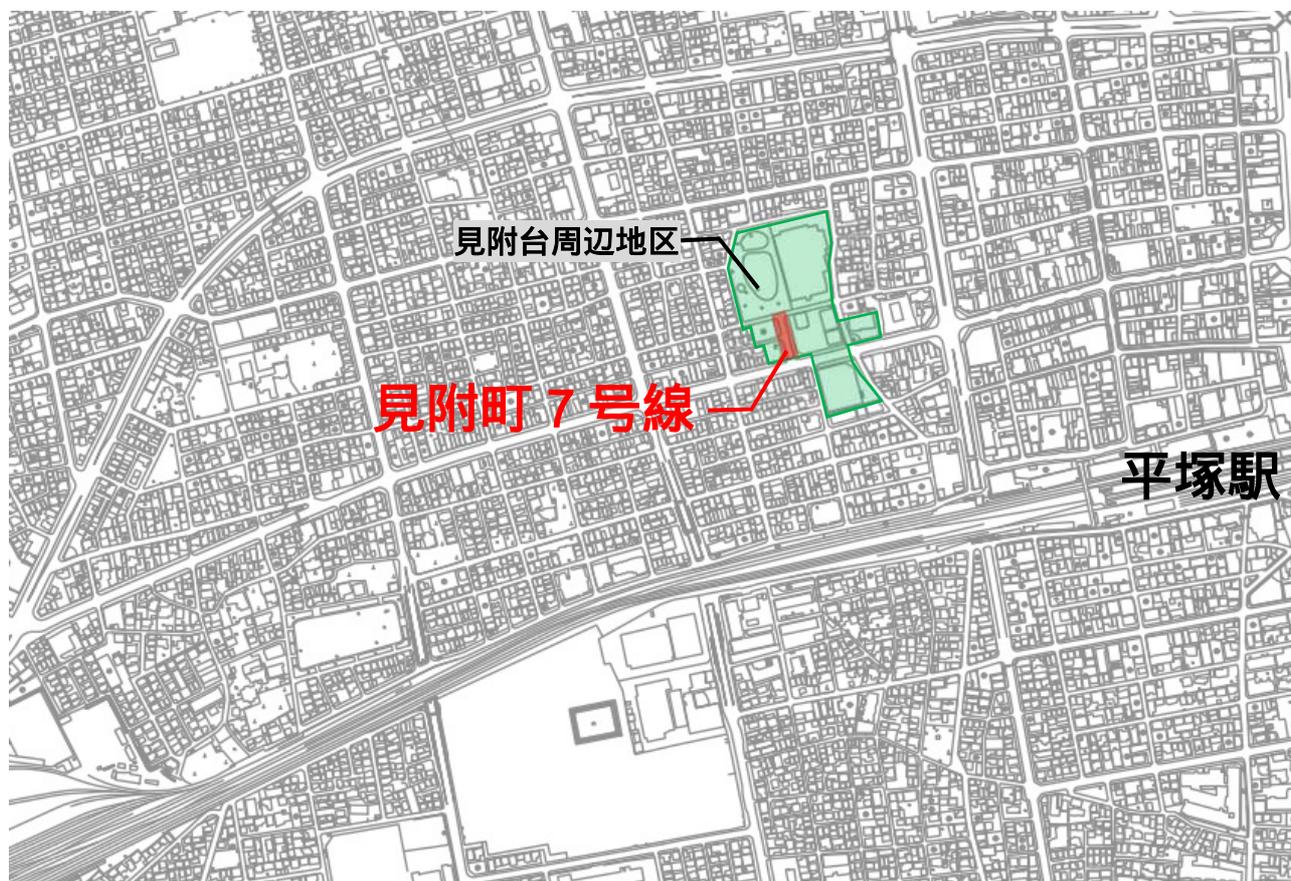
2 別途協議事項

- 「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。
- ・素材を着色しないで使用するもの。(自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等)
 - ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。
 - ・景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等。
 - ・周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの。

市道見附町7号線

景観重要公共施設の指定理由

景観づくりを重点的に進める区域である景観重点区域の歴史軸に位置している市道見附町7号線は、ゆったりとした歩行空間が存在し、市道東海道本通り線から見附台公園や平塚文化芸術ホールに至る道路です。見附台周辺地区の歩道の美装化等の景観整備を行ったことから、良好な景観の維持・保全を図ることを目的に景観重要公共施設に指定します。



市道見附町 7 号線



施設管理者

平塚市

対象区間

東海道本通り線～見附町 1 号線 約 0.06 km

基本方針

次の東海道本通り線等景観整備の道路デザインの方針（令和 3 年 3 月）を維持することを基本とする。

- 1 見附台周辺地区と一体的な賑わい空間を創出します
東海道本通り線から平塚文化芸術ホールへの期待感を演出するため、見附台周辺地区とデザイン要素の連動を図る。
- 2 “人”の多様な活動をうむ、心地よい歩行者空間をつくります
ゆったりとした歩行空間の確保や四季を彩る桜並木等を設ける。

整備に関する事項

1 基本的な考え方

- ・道路附属物等の補修、改修や通常管理（色の塗り替え等）については、原則として、既設のものと同等の素材、デザインや色彩とする。ただし、社会経済状況等に応じて、適宜、適切な素材や仕様への変更を検討する。その場合でも、デザインや色彩等、既設のものや周辺の景観と調和したものとなるよう努める。

2 舗装

- ・歩道の舗装は、東海道本通り線との連続性を確保した色彩やデザインとする。

3 照明

- ・照明柱は、直線ポール等シンプルな形状で、文化芸術ホールへの期待感の演出のためバナーを付加したものとし、柱の色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2程度）とする。
- ・照明柱への標識類等の共架に努める。

4 ストリートファニチャー

- ・高麗山を眺望できる街角にベンチを配置する。
- ・車止め等は、シンプルな形状とし、色彩をダークグレー（10YR3.0/0.2程度）とする。

5 植栽

- ・広幅員の東側歩道には桜を設ける。
- ・西側歩道は、文化芸術ホールへの眺望を引き立てる地被植物や低木等通りの特性に配慮した植栽を配置する。

6 その他

- ・他の道路附属物もダークグレー（10YR3.0/0.2程度）を原則とする。

占用許可基準

- ・文化芸術ホールへの眺望を極力妨げない配置、高さとする。
- ・平塚宿の歴史を品よく感じることができる形態意匠とする。
- ・色彩や素材は、経年変化にも配慮したものとする。
- ・色彩はダークグレー（10YR3.0/0.2程度）を原則とする（屋外広告物には適用しない）。

適用の除外及び別途協議するもの

1 適用除外事項

- 「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては適用除外とする。
- ・道路標識の表示面等、法令で定めのあるもの。
 - ・緊急上やむを得ないもの。
 - ・景観計画の施行時点で現に存し、そのまま継続して使用するもの。
 - ・地中に埋設するもの等で周辺の景観形成に影響のないもの。
 - ・仮設建築物又はイベント等で短期間に使用する建築物又は工作物。

2 別途協議事項

- 「整備に関する事項」及び「占用許可基準」に関して、次に該当するものについては、協議の上、仕様及び色彩を決定するものとする。
- ・素材を着色しないで使用するもの。（自然石材、溶融亜鉛メッキ仕上げ、ステンレス、コンクリート等）
 - ・交通安全、施設管理又は防災等の事由により、色彩による視認性の確保が必要となるもの。
 - ・景観計画の施行時点で現に存するものの交換または補修等。
 - ・周囲の景観と調和し、景観の向上に資すると認められるもの。